

# 従業員が働き続けたい会社になるには

働き方改革関連法が順次施行されています。労務管理において休みと労働時間が連動しているため、今回は「残業時間の上限規制」と「年5日の有給休暇取得義務」の項目をテーマにセミナーと実際の運用・管理について、経営者、人事担当者、現場の店長の本音トークを開催します。是非ともご参加くださいますようお願いいたします。



一般社団法人大阪外食産業協会  
副会長・労務部門長 中井 貫二

日時

2020.2月6日(木)14:00~16:00

## 第1部:14:00~14:40 セミナー・グループシェア

法令概要説明と対応実例

- ・働き方改革関連法施行の背景
- ・有給休暇5日取得義務
- ・残業時間の「罰則付き上限規制」⇒「割増賃金率」の中小企業猶予措置廃止

グループシェア

- ・自社の課題の共有

## 第2部:14:50~16:00 企業の裏側をお見せします！本音トーク！

「経営者:トップメッセージ」「人事担当者:制度づくり詳細・現場と経営陣との調整」「現場の店長:現場の正直な声(店長本人・社員、P/Aの方からの声)」

- ①取り組みを始めて発生した問題と解決方法
- ②取り組みをして良かったこと
- ③労務管理において、人事担当者・店長が経営者へ言いたいこと 等

仲川先生のコーディネートのもと、本音で話してもらいます！

パネラー:(株)点天 今野社長、北村店長、千房(株) 梶島人事総務部次長



講師・コーディネーター:仲川 広志氏 株式会社ユアコンパス 統括部長 フードビジネス社会保険労務士事務所 所長  
料理人として7年間飲食業界で勤務(シティホテル・結婚式場・レストランなど)。調理主任、営業マネージャーなど歴任  
飲食業界の発展と人材確保、労務環境改善を志し、社会保険労務士の資格を取得。  
延べ10業種20店舗以上の飲食店勤務経験を活かし、飲食業界専門の人事労務プロフェッショナルとして人材採用、人材育成、定着、労務問題解決等の支援にあたる。  
保有資格として、社会保険労務士、キャリアコンサルタント、第1種衛生管理者、調理師免許など。

場所

浪速区/ORA大会議室 TEL:06-7668-5575  
大阪市浪速区敷津東2丁目2番8号大阪木津地方卸売市場南棟2階  
[交通]Osaka Metro 御堂筋線・四つ橋線「大国町」駅から徒歩4分

参加費

2,000円(税込)  
当日ご持参ください

申込方法

下記申込書にご記入の上、2月3日(月)までにORA事務局へFAXにてお申込み下さい。参加企業のご担当者へ改めてご連絡いたします。 【お問合わせ先】ORA事務局 TEL:06-7668-5575

## 第338回労務専門会セミナー(2/6)申込書

ORA事務局行【FAX:06-7668-1075】

会社名				TEL	
ご担当者	(役職)	(氏名)		FAX	
	参加者氏名	役職		参加者氏名	役職
1			2		
3			4		